

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法

(平成一七年六月二二日法律第七一号)

一、提案理由(平成一七年四月七日・参議院厚生労働委員会)

国務大臣(尾辻秀久君) ただいま議題となりました独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国においては、これまで、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、年金福祉施設等を設置してまいりましたが、厳しい年金財政の状況及び社会経済状況の変化等を踏まえ、その整理合理化を進めることとしております。

このため、五年間に限って年金福祉施設等の譲渡等の業務を行う非公務員型の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設置するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、年金福祉施設等の譲渡又は廃止の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業等の適切な財政運営に資することを目的としております。

第二に、法人の資本金は全額政府出資とし、その額は法人が国から承継する財産の額としております。

第三に、役員として理事長、監事及び理事を置き、その定数等を定めることとしております。

なお、法人は、成立の日から起算して五年を経過した日に解散することとしております。

最後に、法人の設立については平成十七年十月一日を予定しておりますが、その準備に要する期間を考慮して、この法律の施行期日は一部の事項を除き公布の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一七年四月二 日)

岸宏一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厚生年金保険法、国民年金法及び健康保険法の規定に基づき設置してきた年金福祉施設等の整理合理化を進めるため、五年間に限って、これらの譲渡等の業務を行う独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立することとし、その名称、目的及び業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、施設を譲渡・売却するに当たって地方自治体や地域住民等の意向を反映させる必要性、施設従業員の雇用確保策、厚生年金病院の今後の在り方等に

ついて質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して山本孝史理事、日本共産党を代表して小池晃委員及び社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院厚生労働委員長報告（平成一七年六月一六日）

鴨下一郎君 ただいま議題となりました独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、厳しい年金財政の状況等を踏まえ、厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府管掌健康保険事業の適切な財政運営に資するため、五年間に限って年金福祉施設等の譲渡等を行う独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立することとし、その名称、目的、資本金、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月七日本委員会に付託され、八日尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年六月一五日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 政府は、厚生年金病院の整理合理化計画については、地域の医療体制を損なうことのないように、十分な検証をした上で策定すること。
- 二 政府は、終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ること。また、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、老人ホームを譲渡又は廃止するに当たっては、入居者の新たな生活の場を確保するよう十分配慮すること。
- 三 機構は、各種施設の売却に当たっては、地元自治体とも事前に相談すること。
- 四 施設譲渡又は廃止に当たっては、施設に従事する者の雇用に十分配慮すること。